○外務省告示第百五十一号

平成二十六年三月三十日にジブチで、海上保安能力向上のための巡視艇建造計画のための贈与に関する次の書簡の交換がジブチ共和国政府との間に行われた。

平成二十六年四月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とジブチ共和国との間の友好協力関係を強化することを目的として行われる日本国の経済協力に関して、日本国政府の代表者とジブチ共和国政府の代表者との間で最近行われた討議に言及するとともに、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　(1)　日本国政府は、ジブチ共和国政府による海上保安能力向上のための巡視艇建造計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、日本国の関係法令に従い、ジブチ共和国政府に対し、九億二千四百万円（九二四、〇〇〇、〇〇〇円）を限度とする額の贈与（以下「贈与」という。）が行われることを決定した。

(2)　贈与は、ジブチ共和国政府又はその指定する当局と独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）との間の贈与契約（以下「贈与契約」という。）が締結されることにより使用に供される。

(3)　贈与の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で贈与契約によって規律される。

2　贈与は、贈与契約に定める期間に提供される。ただし、この期間は、贈与契約が効力を生じた日から二十七年十一月三十日までの間とする。この期間は、両政府の関係当局間の同意により延長することができる。

3　贈与は、ジブチ共和国政府により、適正にかつ専ら贈与契約に定める計画の実施に必要な生産物及び役務（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するために使用される。

4　ジブチ共和国政府又はその指定する当局は、生産物及び役務を購入するため、日本国民と円貨建ての契約を締結する。この契約は、贈与の対象として適格であることがＪＩＣＡにより認証される（この了解において、「日本国民」とは、日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。）。

5　贈与は、贈与契約の規定に従い、ジブチ共和国政府又はその指定する当局によって指定される日本国の銀行に開設されるジブチ共和国政府名義の勘定に日本円で払い込むことにより、ＪＩＣＡが実施する。

6　(1)　ジブチ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　ジブチ共和国の陸揚港における生産物の陸揚げ及び通関が速やかに行われることを確保すること及び同国における生産物の国内輸送を援助すること。

(b)　生産物及び役務の購入に関してジブチ共和国において課される関税、内国税その他の財政課徴金が免除されることを確保すること。

(c)　生産物及び役務の供給に関連してその役務を供給することが必要とされる日本国の自然人又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のためのジブチ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えること。

(d)　生産物を、計画の実施のため効果的に使用し、他の目的のため転用しないこと。

(e)　生産物が、適正かつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

(f)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(g)　計画の実施に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(h)　生産物の所有権又は占有権を、日本国政府の事前の同意を得ないで、ジブチ共和国政府の職員以外の者又は他の政府に移転しないこと。

(2)　ジブチ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府に対し、計画に関する必要な情報を提供する。

(3)　ジブチ共和国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　生産物は、ジブチ共和国から輸出され、又は再輸出されてはならない。

7　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をジブチ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年三月三十日にジブチで

ジブチ共和国駐在

日本国特命全権大使　西岡淳

ジブチ共和国外務・国際協力大臣

マハムッド・アリ・ユスフ閣下

（ジブチ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をジブチ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

○文部科学省告示第六十五号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十六年度幼稚園教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年四月二十五日

文部科学大臣　下村　博文

一　取得できる普通免許状の種類

幼稚園教諭二種免許状

二　平成二十六年度幼稚園教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の実施機関

国立大学法人北海道教育大学、国立大学法人宮城教育大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人愛知教育大学、国立大学法人大阪教育大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人香川大学及び国立大学法人福岡教育大学

三　認定試験の受験資格

次のいずれかに該当する者で、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定するものをいう。）、市町村長が指定したへき地保育所又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び第五項の規定による公示がされた施設をいう。）において、児童福祉法第十八条の四に規定する保育士の業務に三年以上従事したもの（一月当たり百二十時間以上従事したものに限る。）

イ　大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者

ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成二十六年四月一日における年齢が満二十歳以上のもの

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年三月三十日にジブチで

ジブチ共和国外務・国際協力大臣

マハムッド・アリ・ユスフ

ジブチ共和国駐在

日本国特命全権大使　西岡淳閣下

○外務省告示第百五十二号

平成二十六年四月十五日にアディスアベバで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億二千万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年十月三十一日まで

4　署名者

日本側　鈴木量博在エチオピア大使

エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

平成二十六年四月二十五日

外務大臣　岸田　文雄